

午後2時30分開会

○小野委員長 皆様、こんにちは。ただいまから契約にかかる不正行為等再発防止特別委員会を開会いたします。

傍聴者の方にご案内いたします。当委員会では、撮影、録音、パソコンなどの使用は認められておりませんので、あらかじめご了承をお願いいたします。

日程に入る前に、報道機関から録音及び撮影の申出がありましたので、委員会冒頭部分のみの撮影と休憩中を除く録音を許可したいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。それでは、撮影を許可いたします。

〔プレスによる撮影〕

○小野委員長 よろしいでしょうか。もう少し。はい。

それでは、撮影は以上で終了いたします。

それでは、日程に入ります。本日の日程をご確認ください。日程1から順に進めてまいりたいと思いますが、まず、大まかな流れについては、リーガルチェックの結果について確認をし、その後、閲覧メモの共有に関して確認をいたします。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。日程1、リーガルチェックの結果について、（1）刑事確定訴訟記録閲覧結果の取扱いについてです。刑事確定訴訟記録の閲覧メモの取扱いなどに関するリーガルチェックの結果につきましては、先般、弁護士から資料のとおり報告書の提出があり、各委員の皆様には1月21日に報告書を共有させていただきました。リーガルチェックを実施するに当たり、弁護士の選定などについては前回の委員会までに区議会事務局から詳しくご説明を頂きましたが、念のため、その後の経過についても区議会事務局からご説明をお願いしたいと思います。

よろしいですか。

○石綿区議会事務局長 それでは、ご説明させていただきます。

リーガルチェックの実施につきましては、前回の委員会におきまして、第二東京弁護士会からご推薦を頂きました森岡誠弁護士と黒田修平弁護士、こちらのお二方に対しまして、1月17日、リーガルチェックの委託をお願いし、1月上旬に結果が出る予定である旨をお伝えしたところでございます。その後、事務的なチェックを経まして、1月14日に両弁護士の署名を添えた報告書を納品いただきまして、正副委員長のご確認を頂いた後、同月21日にはサイドブックスへの掲載をもって委員の皆様と共有しているところでございます。

なお、サイドブックスで掲載いたしました報告書のタイトルにつきまして、当初、刑事訴訟確定記録閲覧結果の取扱いについてとございましたが、こちら誤植がございまして、正しくは刑事確定訴訟記録となります。中身につきまして変更は一切ございませんので、念のため、データのほうは差し替えをさせていただいております。この場をお借りしておわびさせていただきます。大変失礼をいたしました。

ご説明は以上でございます。

○小野委員長 はい。それでは、報告書の内容につきましては、各委員にご確認を頂いているものと思いますので、本報告書の取扱いについて、早速確認をさせていただきたいと

思います。

○小野委員長 小枝委員、どうぞ。

○小枝委員 これは委員長のほうに質問なんですね。

○小野委員長 はい。

○小枝委員 この内容を読ませていただいて、ちょっとどういうふうに依頼をされたのかなというふうに疑問に思うところがありました。なぜかという、私どもが、岩田、小枝で、政務活動費、これも公費ですけれども、お願いした福島至先生という、あのコメントを書かれた先生のこの6条、「みだりに用いて」を根拠としながら、私どもが皆さんに配付した内容と真逆の内容で書かれてきているということからすると、もしかすると、委員会として依頼しているのに、委員会でどんな議論があって、その中でこういう依頼をしていますというようなことをしっかり説明されなかったのか、したのかなというところが、行政は文書主義ですから、ちゃんと依頼文書なり依頼契約書があると思いますので、そこはどういうふうに依頼をしたのか。

経緯・経過についてお話をされれば、当然、コメントの先生がどんなふうにおっしゃっているかというのは、この委員会、公式の場でも私は述べていますし、あと委員長も含めて全員皆さんにお渡ししているわけですから、これも参考には、まあ、これはしてくれと思うんですね。そこら辺がちゃんと誠実に説明をされた上で依頼をされたのか、ちょっと疑問が。依頼の仕方について、どうしてこの。幾ら投じての依頼なんですか、そもそも。私たちは5万円で依頼したんですけど、これはお幾らで、どんなふうに契約行為をされたんですか。

○小野委員長 まず、契約行為についての事務的なことについては、後ほど事務局からも答弁をしていただきます。

まず、そうした内容についてご納得いかないからそのようなご質問かなと思うんですけど、前回もご案内いたしました、まず皆様のこちらの出していただいたものがございましたよね。何を確認したいかということで、メールで事務局に委員会として確認をすること2点、閲覧メモ委員会で取り扱う場合、注意する事項は何か。どのような場合、刑事確定訴訟記録法第6条、「みだりに用いて」という部分に抵触するか。2番、閲覧メモを委員会資料とする場合、公開情報としてよいか。マスキングは必要か。委員限りとしたほうがよいか。というこの2点について皆様に投げかけをしましたところ、のざわ委員、小枝委員、岩田委員から、それぞれこれを、ことを確認してくださいということを文面をもって届出がございましたので、それについて精査することなく、全てをお渡しした上で、これについてご回答をお願いしますということと、それから、それに先立って、当然のことながら、閲覧メモがどのようなものをこちらで閲覧してきてメモしているかというものを、そちらもお渡しをして、そしてそれをご覧いただいた上で今回のこの報告書というのが上がってきております。

○小枝委員 これはまた委員長ですけれども、その紙はもう、繰り返し言うことはなく、私どもが出しているものですから、共有されているんです。その上で、私も同じ文章をもって福島至先生のほうに依頼を出し、そのバックアップ資料というのをやっぱり出すわけですね。この間、こういった報告書が出ました。こういった経過がありました。その上で文書を出していただいているわけなんです。

それで、当然、解説が必要だと思いますし、もちろん牛尾さん、副委員長さんも判断いただけたらなというふうに思うんですけども、この森岡弁護士と黒田弁護士が、特に例えば2ページのところなんですけれども、法6条について、「みだりに用いて」とは、「正当な理由がないのに」の意味とされている福島至編「コンメンタール刑事確定訴訟記録法」（1999年、144ページ）。したがって、正当な理由なく閲覧メモを用いれば法6条に違反するおそれがあるというふうに書いてあるんですけども、この福島至先生ご本人の意見書、これによれば、これは、公益性という観点から、特に根拠法が地方自治法の1条に基づいてというふうな説明が書かれていて、かつ個人情報との関係や、それから名誉毀損の関係で言えば、刑法230条の2の規定により免責されると。これが正当な理由、つまり特別委員会が記録閲覧に行き得た情報を利用、公表することには、正当な理由があり、記録法6条違反は生じないというふうに書いてあって、これは委員長にも事前に提出し、この委員会の中でも申し上げたとおりなんです。

それは結果がどうということを行っているのではなくて、依頼するに当たっての誠実な依頼の仕方をしていれば、この擦れ違いではなくて、先生方皆さんはこの教科書を見て考えるわけですから、こういうふうな意見もあるんです、あるいは意見書も出ているんですということを資料として出してくれたんですかという。あるいは伝言として伝えてくれたんですか。あるいは、委員長は読んでもくれないんですか。委員が政務活動費で一生懸命時間内にやったことを、全然、興味関心がないんですか。仕事の仕方として言っているんです。

○小野委員長 大変恐縮ですけども、委員会として公費を使って、そして皆様のご同意を得て、委員会として弁護士にリーガルチェックを依頼するということを決めています。そこにかぶせて、例えばほかでまた政務活動費を使ってそれを別で調べるだとか、それはもう自由なんですけれども、そうしたことをこの場でお話をされても困ります。仕事の仕方はそれぞれあると思いますけれども、まずはこちらを皆様でご同意を得た上で、委員会としてリーガルチェックをしていただきましょうと。それから提供した資料というのは、ほかにもございますけれども、そうしたものをそろそろ総合的にご判断を頂いた上で今回こちらを頂いています。ですので、それぞれ法解釈についてこの場で何か議論をするというのは、そもそも私たちのチェックリストにあるわけではなくて、基本的にこの閲覧してきたメモを委員の皆様で共有して次に進もうという、その前段で、じゃあどういふ点に気をつけて閲覧をみんなですればいいのかというところの確認をしないと次に踏み出せませんよねというところがあったので、今回はリーガルチェックをしているという、そこに尽きると思うんです。ですので、その内容云々でということはこの場で議論をするということは考えておりませんので……

○小枝委員 委員長、はい、委員長。

○小野委員長 おっしゃるのは自由ですけども、特に答弁はできないものにして。すみません。（発言する者あり）

じゃあ、小枝委員。私の話しているときに……

○小枝委員 あの、委員長ね、議事録というのは公開。で、今日はこの部屋、小さい部屋ですけども、この議論をどういふふうに依頼するかというのは公開の委員会で議論したわけ。そのとき確かに小林さんをはじめとして皆さんが、やっぱりみんなで決めた第二

弁護士会というふうになったから、私はそれで納得しましたよ。だけれども、どういうふうにこの議論してきたかということについては議事録があるわけですよ。そして、区民の前でやっていますから。私、こうやって、これについても公式の場で言っているんですよ。その議事録を見れば、この専門家の弁護士の先生であれば、あ、こういう作業をしているんだなということはお分かりいただけるわけなんですよ。中身まで見なくても。

○白川委員 よろしいですか。

○小枝委員 いや、ちょっと待ってください。

○小野委員長 白川委員、少しお待ちください。この後、指します。

○小枝委員 そのところは、委員長として丁寧な、しっかりと丁寧な解説を相手の弁護士様にしていただかないと、その弁護士さんに失礼なことになってしまうのではないかと私は思うんです。つまり、依頼の仕方がよくない。

○小野委員長 依頼の仕方がよくないって……

○白川委員 よろしいですか。

○小野委員長 白川委員、どうぞ。

○白川委員 これね、もう結論が出ているわけですよ。それで、一旦決めたことで結論が出たと。もし大きな瑕疵があればそれをやり直しということはあり得ると思うんですよ。これ、手続上、瑕疵はないですよ。後から決めたことで、出てきた結論に対してああだこうだと言ってもらおうと、先に進まないんですよ。つまり、決めて、瑕疵がない状態で手続で出てきた結果は、もうそれは受け入れて次に行かなければ、これ、話し合いは進みませんよ。

○小枝委員 はい。

○白川委員 だから、一般論として、もう瑕疵があるんだったらそれを証明してください。ないんだったら先へ進めてください。

○小野委員長 岩田委員。

○岩田委員 瑕疵があるのかどうか分からないから、それをまずどういう依頼なのかというのを確認したいと言っているんです。

まずこれが、この資料をどうしますか。決めてから説明をされても、そのときにどういう依頼があったのか。まずそこをはっきりしないとできないですよ。

○白川委員 どういう瑕疵があるかを見極めるために調べるので、どういう瑕疵があると……。駄目だよ。

○岩田委員 違う違う違う……

○小野委員長 じゃあ、例えばなんですけれども、例えばなんですけれども、私どもがこの小枝委員、岩田委員の質問を、これをお渡しせずに、私どもの解釈、このご質問を解釈で弁護士の先生に伝えたりとか、それから、こういうことをおっしゃっていますと。議事録で言うところこういう箇所ですというようなことを言うと、それは不誠実だと思うんですけれども、それは一言一句、やはり私どもの解釈が入るべきではないし、依頼の仕方として、必要な情報提供というのは当然ありますので、そこについては提出をした上で、そして皆様とも共有しているこの内容を弁護士の先生方にお渡しして、リーガルチェックをしていただくということでもよろしいですねということも、それも公式の場でやったと思います。ですので、結論として出てきているものが違うというご意見については、そこについては、

もうそれは分かれたんだなということをお願いいたします。

小枝委員。

○小枝委員 委員長は多分文章を読んでいらっしやらないかもしれないね。

○小野委員長 いや、文章……

○小枝委員 で、この瑕疵がある、ないということ言えば、私は後づけで言っているのではなくて、一応、皆さんが納得しなかったという意味では説得力はなかったのかもしれないけれども、コンメンタルを書かれていますととても詳しい先生がいるから、ぜひこの方に聞いてみたらどうですかというふうに言ったら、それは議員個人でやってくださいと言われたので、それは進めるために納得しました。その内容については公式のものに取り扱ってもらえなかったということについては、不服はあるけれども、それは認めます。

今回の意見書において、福島至先生のコンメンタルに基づいて6条を判断したときに、これは……

○小野委員長 はい。もうその解釈……

○小枝委員 というふう書いてあるのは読んでいますか。

○小野委員長 ええ。はい。読んでいますし、それは皆さんもご覧になっていると思うんです、お渡しくださったので。それを踏まえた上で。

○小枝委員 この持っているのはこれしか、皆さんね、結局は私が皆さん、岩田さんから配付されているものというのは、私はホームページに載せているけれど、皆さん、ちゃんと読む、忙しいし時間がないから、読んでいないでしょう。で……

○小野委員長 じゃあ、確認の仕方を変えます。そうしましたら……

○小枝委員 いや、ちょっと私が今発言中ですので。

○小野委員長 ええ。

○小枝委員 言っていることはね、この意見書を渡してくれというふうな意味合いも言ったけれども、議事録というのは、どういう経過で依頼に至ったかという経緯・経過の議事録というのは、委員長が当然に相手様にお伝えしなければならないものなんですよ。それはほかの委員会でも全部、まちづくりに関しても意見をもらうときには、なぜあなた様のご意見が欲しいかということについてはちゃんと説明するんですよ。それをしていないでしょと言っているんです。

○小野委員長 それは……

○小枝委員 いや、小枝さん、岩田さんとのざわさんが書いた文書だけで依頼しましたというのは、もう指差しですよ。そうじゃなくて、仕事としてちゃんとやらないと。何で。

○白川委員 それは言いがかりでしょう。

○小枝委員 いや、議事録……

○小野委員長 いや、大変、大変……

○小枝委員 じゃあ、先生方に議事録を勝手に読めと言うんですか。そうはいかないですよ。

○小野委員長 例えば、いや、これはいきなりお願いしたわけではなくて、例えば4月に始まりということで、前回も局長からきちんと説明がありました。ですから、いきなり、最終的にお出しくださった内容というところをお渡しして、同時に閲覧メモというところなどもご覧いただきながらということになりましたけど、その前の段階から、こういうこ

とで意見が分かれていますというようなことも含めて、ご相談ベースはしているわけですから、ですから、もうその場に小枝委員はいらっしゃらなかったの、ここで何を言っても、この結果を見て、小野はこうだったに違いない、委員長はこうだったに違いない、副委員長もその場にいたのにと、そこから多分なかなかお考えを改めていただくことはないと思うので、いいです。いいんですけれども、今回はもうこの内容が来ましたので…

○小枝委員 よくないんです。

○小野委員長 であれば……（発言する者多数あり）

○小枝委員 私は事前に言っていますよ。結果的にこの人と……なっているんだよ、結果的に。

○小野委員長 そうしましたら、事務局長、恐れ入ります。ちょっと一旦休憩をお願いします。休憩してください。

午後2時50分休憩

午後2時52分再開

○小野委員長 それでは、再開いたします。（発言する者多数あり）

ここでいろんなやり取りをしてもしょうがないので、（「再開……」と呼ぶ者あり）再開しています。それで、これから、どういうものを提供したかとか、いわゆる依頼したときの仕様について、事務局からご答弁を頂きますので、よろしくお願ひいたします。

○石綿区議会事務局長 それでは、リーガルチェックをする際の弁護士さんと契約をさせていただいております。その際の仕様書の中で、どういう業務をお願いするかの業務概要、それからあと、業務の内容などもお示しをしておりますので、そちらを簡単にご説明させていただきます。

仕様書には、私どもが契約する際に件名であるとか契約期間であるとか、もろもろ必要最低限のものを入れておるんですけれども、その中から、業務概要と業務の内容というところを簡単にご説明させていただきますと、業務の概要に関しましては、この当特別委員会の調査に資するため、委員会において令和6年に行われた本区の官製談合事件に関する裁判、これは実際に番号がございましてけれども、今回の記録の閲覧及び閲覧内容のメモを東京地方検察庁にて行った。刑事確定訴訟記録法では閲覧により知り得た事項は「みだりに用いて」はならない旨の規定があることから、閲覧時に作成したメモを委員会の調査時にどう用いるのかは慎重な判断が求められる。そのため、委員会調査時における閲覧内容メモの適切な取扱いについて懸念される事項を、法律の専門家に対して、想定され得る法的リスクの検証及び見解、いわゆるリーガルチェックなどを求めるものであるというのが業務の概要になっております。

具体の業務の内容については、委員会やその委員会からの確認事項、別紙1に対し、法的見地からの回答を作成することと。この別紙1というのが、先ほど委員長にお話しいただいた、これまで委員会の中で、これをリーガルチェックする際に弁護士の方に確認をしてほしいという、委員にご意見いただいたものをおまとめしたものを、そっくりそのままお渡しをしているというところでありまして。それから、閲覧メモの取扱いにおいてその他に留意すべき点の見解を作成すること。あとは報告書を作成することなど、あとは必要に応じて我々と事務的な打合せを行うことというようなことをお願いしております。

弁護士のリーガルチェックを行っていただく際に情報提供させていただいておりますのは、保管記録の閲覧請求書であるとか理由書であるとか、あとは細かい委任状であるとか、いわゆる閲覧の際に地検のほうにお出ししなければいけないような書類というのを、こういうものを地検のほうに閲覧の際に出していますよというところ。それからあと肝腎な閲覧時に作成したメモですね。これも、この取扱いをどうするかという話なんで、これはお渡ししていると。それからあとは、官製談合事件での分かるところでの時系列であるとか、それからあとホームページなどに掲載されております判決文、こういうものもお渡ししているのと、あとは区の報告書、これはもうホームページに出ていますので、調査の報告書なども、これもリンク先をお伝えしていたりとか、あとはこの委員会の議事録についてはもうホームページに出ていますので、ここに全部資料と議事録はありますからねということで、その掲載先などもお伝えをしていると。こういったところでございます。

○小林委員 金額。金額。

○小野委員長 はい。金額もいいですか。

○石綿区議会事務局長 すみません。金額、最終的に、今、最終的な支払の事務的な手続をしておりまして、本日現在、ちょっと現段階で完了しているかどうかはあれですけども、請求自体は、締めて77万5,500円をご請求いただいているというような状況であります。

○小野委員長 はい。答弁をありがとうございます。

小枝委員。

○小枝委員 ここは、私が思うことをみんなに認めてくれと言っているわけでは全くありません。経緯・経過を透明に、つまびらかにしておく必要がある。今の答弁で分かることは、私も分かることがある。今、ちょっとそれ以上は言わないけれども。私はやっぱり、私が依頼人であれば、依頼人というのはこの委員会だから、委員会というのは何かといったら区民だから、区民の利益を代表する委員会が、みんなの公益を基に第三者的なレポートを出してくださいよという大変大切な手続なんだというふうに思うんですね。

この内容については、これはいつもこういうやり取りになっちゃうんだけど、少し冷静に整理していけば、私はもちろん異議があるし、委員長がもっとちゃんと、皆さんが教科書としている方の意見も千代田区は頂いているんですということも一緒に説明していただけたらよかったなというふうには思うんです。じゃないと、教科書を読んで考えましたが、全く違う異なることになってしまって、それで、中身を読んでもらうと分かるんですけど「みだりに用いて」について何にも論評していないんですよ。つまり完了、検査したというんだけど、完了しない、調査が。けども、それも、前に進めたいよねという気持ちは私も一緒なんです。前に進めなきゃいけない。（発言する者あり）

じゃあ、どうしたらいいか。これはもう公開しちゃったから、これから後の世にもみんなが見られることができるものになるわけなんです。そうすると、刑事確定記録というのは、岩田さんが先駆けて見に行き、それで議会で質問したら、それは岩田さん個人のメモだからといって、じゃあ、みんなで見に行けば客観性が出るねということでここまで来て、こんなに時間かかっちゃったんだけど、これを前に進めるためにどうしたらいいかということ、私も何ほども譲って今日考えなきゃいけないという立場ではあるわけなんです。

で、一つは、とにかく後の世に、振り返り、明らかにしておくということが必要だということから言うと、私は正副委員長に呼ばれたときに、すぐ事務局のほうにもメモを持っていったんだけど、5点のメモというのを出したけれども、この今のただいまのリーガルチェックをどのような時系列で決定し、そして二弁にした経緯、正式に決まった経緯、依頼文書、金額、受領した日などをしっかりまとめておいてくださいよと。そのところはできますよね。それが1点。

それから、少数意見というふうに皆さんはおっしゃるのかもしれないけれども、今回は77万かけてお願いした森岡弁護士、黒田弁護士が、私どもが求めた福島先生のコメントを基にこの6条を一生懸命勉強したというふうに書いてあることからすると、必ずしも偏った意見ではないというところは客観性があるんじゃないかというふうに思うので、ぜひ同時に、この両方、この私どもの意見書も、少数者の意見というふうに、それがそうであったとしても、公式のものとして取扱いをお願いしたい。この2点が一つ前に進むための私の提案です。

○小野委員長 えごし委員。

○えごし委員 すみません。正確に一応確認したほうがいいと思うんですけども、この内容を、先ほど小枝さんは福島さんの書籍を基にこの考えたという、言われていましたけど、それではないなとは私は思うんですね。この中に、2ページ目に確かに文言は書かれているけど、それは「みだりに用いて」、「正当な理由がないのに」という意味しているというところだけ書かれているだけで、この内容については、弁護士の方が法律に基づいて考えて出された内容だと私は思っています。別に福島さんの書籍を読んで、それを基に考えて出したものだと私は思っていないんですけども、その点はどうですか。私はちゃんと法律に基づいて弁護士の方に考えていただいた結果だというふうに私は認識しています。そこはいかがですか。

○小野委員長 小枝委員。

○小枝委員 法6条の考え方についての根拠が、このコメントを基にしている。私たちが問うている部分というのも、法6条に基づいて、「みだりに用いて」に当たるか当たらないかを聞いているわけです。そのところは、以前私たちが偏りがあるというふうに言われたことと反しないかなということです。

○小野委員長 はやお委員。

○はやお委員 いや、分からないんですよ。というのは、福島さんというのも弁護士の法律家なんですよ。（発言する者あり）学者ですよ。で、両名のやつを私も比較すると、3点あると思っているんです。公開の可否が必要か。公益性の評価はどうなのか。2点目がね。それで、あと具体的な対応がどうなのかということなんです。

それで、リーガルチェックしたときのこの公開の可否については、原則不可ということをしてリーガルチェックでは言っているわけです。それは具体的に、検察庁への誓約を重視し、公開は誓約違反、法律違反となるおそれが強い。しかし、福島先生のほうは可能と。そして、議員の正当な職務、調査、再発防止は正当な理由に該当し、「みだりに用いる」に当たらないと。ここが違うんです、間違いなく。分からないんです、私は今。両方のところが平行線になっているから、整理しますよということ言っています。

それで、公益性の評価ということで、リーガルチェックのほうは、公益性は理解できる

が、プライバシーの侵害の程度が強いため、高度の必要性がない限り公開は正当化されないというふうに書いてあるんです。けども、福島先生のほうは、公務員による犯罪調査であり、公益性が極めて高く、説明責任の観点から広く公開すべきであるということを行っているんですよ。

で、最後の具体的な対応ですよ。だから、みんなは抽象的に全部やっちゃっているから分からないけど、分類すると、カテゴリ別、具体的な対応は、リーガルチェックのほうは秘密会での検討、議事録の非公開、庁舎外での持ち出し禁止など、厳格な制限を推奨と。けども福島先生のほうは、必要最小限の配慮、匿名化などをした上での公開審査、審査の席上での活用を肯定しているわけです。

だから、ここの完全に、かなり二律背反するようなどころが出てきた中で、福島先生のほうも言っていると。ここの違いをどういうふうに委員会として整理するかということなんです。これを認めるとか認めないとかというよりも、出ちゃっているんですから、資料として。だからそこはどうか。いや、リーガルチェックをしたところに合わせるといなら合わせるということになるし、そうでない、でも、ただ一つ、行政資料として調査を出していますから、これが情報公開されたときにどういう扱いになるかだけは答弁いただきたい。それは何かというと、もう行政資料ですから、区民からこれが情報公開されたときどうなるかということだけはちょっと答弁して。

○小野委員長 はい。今様々ご意見いただきましたけれども、誓約書、はやお委員は一緒に地検に行っていて、そこで私が誓約書に誓約をしている。かつそこには4名の委員と、それから事務局というところの名前も列挙した上でやっています。そのやっぱり内容を見ると、私たちはこれを議会、委員会における活動以外の目的には使用しないということですか、それから知り得た事項を新聞・雑誌・インターネットその他の媒体によって公開しないというようなところにサインをもって、それをもって閲覧を認めるということ、これは多分イレギュラーなことだったと思うんですけども、そういうふうになっていますので、そこがある以上は、やっぱり今回のこのリーガルチェックというところを尊重していきたいということが委員長と副委員長の考えではあります。ただ、今おっしゃったようなご意見もあるかということ、これは重々承知をしております。

それで、先ほどの例えば委員限りの資料になった場合も含めて、情報公開請求があったときにどうするのという、そういうことですよ。（発言する者あり）ええ、ええ。そこで、ちょっと後ほど事務局にもご答弁、補足をお願いしたいと思いますけれども、もうそうすると、ここの委員会マターではなくなりますので、私の、委員長の手元も離れることになっていくかなと思います。

そこについて、何か手続とか、何か補足することがもしあれば、お願いいたします。

○石綿区議会事務局長 皆様ご承知のとおりだと思いますけれども、議会は独自に情報公開条例を持っていますので、ここの6条の部分に開示義務というところがございます。次の各号に掲げる情報のいずれかを記載している場合を除きというところがありまして、要は各号に書かれているものがあれば、そこは開示できないというような解釈で規定があるんですけども、その中で、今この瞬間に私のほうも判断というのはなかなか難しいので、ここの辺りがもしかしたらちょっとポイントになるかなというところ、最終的には議長のご判断ということにはもちろんなるわけですけども、そのポイントになるであろう規定

というのが、一つ考えられるのは、区議会の事務または事業に関わる契約、交渉等に関する情報で開示する――失礼しました。この下ですね。開示することにより、人の生命、身体、財産または社会的な地位の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査、その他公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあるもの。それから第6号ですかね。法令の規定により明らかに開示することができないとされているもの。ここに基づいて開示決定なりの判断がなされるものだろうなと思われます。

○小野委員長 はやお委員。

○はやお委員 もう結局はもう判決がついちゃっているということで、これを開示したからといって問題は発生しないだろうと。あと福島さんのほうも、こういう先生のほうも書いてあるとおり、当然のごとく最終報告書にも書いてあるAだとかBだとかということで呼応すれば、オープンにするということについてはどうなんですか。つまり、もう判決が終わっちゃっているわけですよ。つまり、そういうものについての今後のことについての左右されるということについて、限りなく少ない。でも、ただ、今何を調べようかということ、やっぱり今回のこの真相を明らかにし、今後のことを適切に対応策を我々が打つための、真相を明らかにするということにおいて必要ではないんですかと。だし、また、区議会が知るということは、区民代表である我々ということ、区民に対しても明らかにしないということにもつながりかねない話ですから、ここは丁寧に情報公開の在り方というのは整理すべきではないのかということ。そこのところ、ちょっともう一度お答えいただきたい。

○白川委員 よろしいですか。よろしいですか。

○小野委員長 白川委員。あ、今、答弁がありましたか。

○白川委員 ちょっといいですか。

○はやお委員 答弁してから。

○小野委員長 大丈夫ですか。じゃあ、すみません。局長。あ、ごめんなさい。私が当て……

○石綿区議会事務局長 繰り返しの答弁になる部分もありまして、今この瞬間に全ての結論を私のほうでお話するというにはなかなか難しいかなとは思いますが、1点あるのは、今回、閲覧を最終的に地検のほうで認めるか否かというときに、誓約書というものを、委員会を代表して委員長のほうで地検のほうにお出しになっていると。その中の、これを遵守します、6条を遵守するとともに、次の項目を誓約しますという中に、閲覧により知り得た事項に基づき千代田区議会で検討するなど、議会、委員会における活動以外の目的には使用しない。それから、閲覧により知り得た事項を新聞・雑誌・インターネットその他の媒体によって公開しないというふうなお約束をしているというところがあります。これが、議会の情報公開の条例に基づく請求があった際に、これも踏まえて、果たしていいのかなのかというのは、そのときにしっかり判断をしなきゃいけないだろうなとは思いますが。

○小野委員長 はい。いいですか。

白川委員。

○白川委員 これ、複雑になっていますけど、全然複雑な話ではなくて、プライバシー、要するに犯人ある、関係者のプライバシーを守るか、それとも、それも侵しても真相を見

極めるかという二つの選択肢があって、小枝さんの依頼したところは、いや、もうプライバシーを侵しても暴けと。でも、（発言する者あり）でも……

○小枝委員 ちょっと違う。

○白川委員 でも、我々が依頼、我々が依頼した第二弁護士会の弁護士は、これはプライバシーを先行していただきねと、結論を出したという話なんですよ。だから、その制約の中で真相を暴かなきゃいけないという結論しかないんです。そこに後からいろんなことを言ったって、ここで結論は出ているんですから、まずはそれを尊重していただきたいなと思います。でないと生産的な話し合いができませんので。

○小野委員長 はい。ありがとうございます。

岩田委員。

○岩田委員 プライバシーの話ですけども、それは実名ではなく、AとかBとか、そうすればプライバシーは守れると。これはもう、間違いない事実であります。イニシャルでやれば、誰なのか分からない。

そして、僕、これはもっと早く言えばよかったですけども、私が検察に行って確定記録を見たときに、委員会とかで使っていていいと。そのときに事務の方に、これは、でも、これはインターネットとかで中継されていますと。いや、これ、公開するというのそういう意味じゃないんだと。積極的に例えばこれを、メモを、ピラを配っているいろんなところに配布するとか、それをマスコミに流すとか、そういうのはいけませんよと言っているだけであって、結果的にそれが公になるのは、それは考えていないというようなことを伺っていますので、そもそもこの森岡弁護士、黒田弁護士の言っていることは、ちょっと、このコンメンタールを書いている福島先生がおっしゃるのとは違う。そして検察が言っているのとも違う。私の解釈とも違う。そのように思いますが。

そもそも、委員長、コンメンタールって何かご存じですか。

○小野委員長 はい。検察でも私どももその場で質問をいたしました。質問をしたんですけども、それについてはお答えを頂けませんでした。そこについてはこちらの責任でというところで、結局明確に、多分同じ方だと、かもしれませんけれどもね。

それからもう一つ、プライバシーについての今お話があったんですけども、もう、ちょっとここについては、この中身の話は本当にもう勘弁してほしいんですけども、もう次に、できれば委員で閲覧をするというところに進みたいんですけども、プライバシーのことも確かに書いてあって、3ページのことをおっしゃっているんだと思うんです。これも、黒塗りにすればじゃあ公開すればいいのかというと、そういうことが書いていない。例えば4ページなどを見ると、閲覧メモについては、流出のリスクを管理するために、千代田区議会の庁舎内外への持ち出しを禁止することが考えられると。もし外に持ち出す必要がある場合は、関係者の氏名をマスクングし、メモに固有の番号を付与するなどの工夫が考えられるということが書いてありますので、先ほどのこの誓約書のそもそもの二つの言葉の解釈というところと言うと、マスクングすれば公開してもいいのかというと、またちょっとそことも違うのかなというふうに受け止めてはいます。

○小野委員長 はやお委員。

○岩田委員 コンメンタールについて答えていない。

○小野委員長 それはちょっと置いて。

はやお委員。もう読みましたけど。そういう。はやお委員。

○はやお委員 結局はコンメンタールって逐条解説ということで、これについてはかなり重たい、かなり学識的には担保されている内容です。けど、そここのことは言いません。だからこそ、本来であれば、出てきた結果については慎重にも慎重にやらなくてはならないということなんですけれども、ただ、さっきの匿名でやるということには共通しているんです。リーガルチェックした方も福島先生もそう言っている。でも、ただ、匿名ということでやりなさいよ。で、そこについては最終報告書でちゃんとAだとかBだとかと全部出しちゃっているんですよ。それに呼応するということについては何も問題ないと思っ

ているんですよ。何かといたら、じゃあそれもいけないということになっちゃいますから。だから、今、委員長がおっしゃっていることというのは、何だ、整合性が取れないんですよ。やっぱりそれにやればいいでしょということを僕も何度も言っているんですけど、そこについてはどうなのか。そこについては執行機関のほう、事務局のほうとしてはどう考えているのかお答えいただきたい。つまり何かといたら、最終報告書で全部出ているんですよ。前のいろいろ様々な幹部のことについても、AだとかBだとかと全部やって、そして、何ですかね、書類送検されたまで書いてあるんですから。それに従ってやって、中身、趣旨をベースにしながら議論をしたいというだけなんです。その人をおとしめ入れようとかそういうことではなくて、本当に何があったのかということ。

何度も言いますが、調べることはこの2点だけなんです。上司からの指示があったのか。そしてまた常態化されているのか。そのことだけを知りたいだけなんです。そのことだけは明らかにしたいんです。そのことが分かれば、最終報告書の対応というのは違うんじゃないのかと。私は撤回すべき内容だと思っている。そこを調べるだけのことであって、それを、何というんですかね、誰がやった、これがやったと、もう結局判決が出て、控訴もされているわけじゃないですから、決定なんです。だからそここのところをわきまえた上で進めていただきたい。

○小野委員長 それについてなんですけれども、おっしゃることは分かります。その2点を調査するために、わざわざ公開する必要はあるんですか。

○はやお委員 えっ、何。

○小野委員長 委員会、委員内での閲覧でそれはできないんですか。委員内の閲覧だったらマスキングも何もなしで委員で閲覧をして、今おっしゃったその2点というところを確認するということなんですけど。

はやお委員。

○はやお委員 だから、ここが色々だと思えます。けど結局は、議論を深める上では、何ページのどこに書いてあるということはやらなくて、だから、委員でそここのところはやる。クローズしていこうと。でも、執行機関に対しても渡さないと、結局は執行機関も説明を、答弁しなくちゃいけませんから、最低でもそここの担保はしてもらいたい。

そうすると、実質上、私は全部閲覧に行っていますから、何ページのどこですよと、ここはこう書いてありますけど今までと違いますよね。これはどうなんですかと確認せざるを得ない。そうしたら、ここの資料の取扱いというよりも、そここのところについて、よければそれでやりましょうよと。こういうことなんです。

○小野委員長 はい。おっしゃるとおりで、執行機関側はそもそも守秘義務があるので、

その守秘義務の下で、守秘義務があるので、普通に、今いらっしゃる方々には委員内と  
言っていますけれども、執行機関にも当然内容を共有するというのでやります。そこはも  
う、おっしゃるとおりです。なので……

○はやお委員 ……はやおさんは何を言っているか分かりませんと言われるから……

○小野委員長 ええ。なので、そこはもちろん共有しますので。まず、そういう意味で、  
すみません、委員内と言っていますけれども、実際には出席理事者もというところが含ま  
れるというところで進めていきたいなというふうに思っております。（発言する者あり）  
それはよろしいですかね。

ですので、今ちょっといろんなご意見がありましたので、分かるんですけども、ちょ  
っと一旦まとめさせていただきますと、今回このリーガルチェックをいたしまして、いろ  
んなご意見もありますが、まずはこのリーガルチェックに沿って、この報告書の内容のと  
おり取扱いを進めていくというところで、今後、この委員の皆様と、それから執行機関、  
出席理事者と共有をして進めていくというところに進んでいきたいと思うんですけども、  
いかがでしょうか。

小枝委員、どうぞ。

○小枝委員 私のほうの答弁はまだされていないんですよ。二つの提案ということで。そ  
こはちゃんと答弁。

○小野委員長 あっ、あれですね。先ほど執行機関から口頭で、ここまでの、こういう契  
約内容ですとかいう答弁がありましたけれども、それではなくてですか。

○小枝委員 うん。そこの記録化、文書化と、それから福島先生の意見書の公的な取扱い  
をお願いしたいということを行ったわけです。

○白川委員 それは駄目でしょ。

○小野委員長 まず先ほどの……

○小枝委員 いや、諮っていただいて、みんなの意見で駄目だというのであれば、それは、  
私は自分でちゃんと公表しているから、両方、二つ合わせて。

○小野委員長 ああ、もう、もう皆様持っていられるので、それはもう委員会として  
ではなくて、政務活動費でやられたものですよ。ですので……

○小枝委員 区民に対して明らかにしないとイケない。

○小野委員長 ええ。ですけど、それは、それぞれで公開をしていただければいいと思  
いますし、そういうものも一緒に並列で公開をしたい方は、それぞれのご活動の中でされ  
ばいいのかなと思います。

あと、先ほどの事務局の手續のことについてなんですけど、これ、何か記録を出さな  
きゃいけない何か目的みたいなものというのはありますか。要は紙ベースで出してほ  
しいという、そういうご意向だと思うんです。

○小枝委員 出した後、記録していくというのは今までも当然やってきたことですから。  
重要なことであれば。

○小野委員長 これ——局長。

○石綿区議会事務局長 では、ご質問の件につきまして、リーガルチェック全般につ  
いての経緯というように受け止めをさせていただきました。先ほど本契約書と、瑕疵がある  
というようなお話もありましたが、ちょっと私どものほうでは、あまり、瑕疵はあるのか

というふうに思っておりますけれども、遡ること、これまでの委員会でもご説明を差し上げているところでありますが、口頭でも簡単にご説明できる内容ですので、口頭でご説明させていただきます。

令和7年4月11日の金曜日でございます。閲覧を行うに当たりまして、留意点等を相談するために、第二東京弁護士会に弁護士の推薦を依頼。

○小枝委員 口頭じゃなくて。口頭でなくていいです。それがないと前に進まないということではなくて、それをちゃんと後づけで、たどれるようにしておいてねと言っているわけです。

○小野委員長 そうすると、それを、何かあったときに……

○小枝委員 というのは、私も区民に聞かれるんですよ。こういうインターネットを聞いている人から、何で二弁なのとか聞かれるわけです。そのたんに私が答えなきゃいけないじゃなくて、経緯・経過というのは文書によってちゃんと書いておく必要があるんです。そうしないと……

○小野委員長 これ、今、議事録に、今答弁していただければそれが時系で残るので、それでは駄目ですか。

○小枝委員 何で紙にすることがいけないの。

○小野委員長 いけないわけじゃないですけど、今すぐは難しいので、時間がかかることですので、今は……

○小枝委員 それがないと先に進まないと言っているんじゃないで、後でちゃんと振り返られるようにしておいてくださいと言っているんですよ。

○小野委員長 ああ、そういうことですね。

○小枝委員 うん。77万かけてやっているんだから。

○小野委員長 そうしましたら、局長、それ自体はいかがですか。

○小枝委員 できなくないよ。

○小野委員長 今、話をさせていただいたことを1枚の紙にまとめておくという、それだけのことが必要だそうなんですけれども。

○小枝委員 ……の理由はある。

○小野委員長 これ、でも、ほかのものも含めて、全ての、全て……

○小枝委員 いや、だって、何で二弁と、これ、委員長……

○白川委員 依頼すればいいじゃない……

○小野委員長 小枝委員、どうぞ。

○小枝委員 経緯・経過というのはとても大事なことなんですよ。手順・手続というのはとても大事なことでね。

○小野委員長 それはおっしゃるとおりで、分かります。

○小枝委員 何で二弁1本なのということは、特にこの内容に関してはやっぱり、これほどのことじゃなくても、ちゃんと私たちは整理してきているんですよ、いつも資料として。だけど、これだけのことを資料にしないという理由のほうが逆に聞きたいぐらい。

○小野委員長 じゃあ、あれですね、今おっしゃるのは、特にこういう案件を取り扱っているわけだし、そこはやっぱり、ほかにもいろんな契約事項はあるんだけど、これに

については特にそういうところはしっかり皆さんにも分かりやすく説明をする必要があるので、何か紙1枚にしっかりやっておいて……

○小枝委員 また、立って言わなきゃいけない。

○小野委員長 要は、先ほどおっしゃった……

○小枝委員 委員長、何で二弁なのと聞かれたとき、委員長は何と答えているの。

○小野委員長 何で二弁なのと言われたときに、最初にご相談をして、経緯・経過を含めてご存じなのが二弁だったのと、あと、こちらから弁護士さんを指定する、指名するというのは、例えばいろんな検索とかご紹介というのももちろんありますし、個人的に知っている人もいますけど、それこそ自分の意思とか自分の思いとかそういうところをやっぱり酌まれたりすると、場合によっては偏っているという見られ方をするかもしれないので、そうではなくて、そちらから逆に。

○小枝委員 そちらって、どちら。

○小野委員長 二弁から、逆にご推薦いただく。

○小枝委員 だから、何で二弁なの。

○小野委員長 その説明も、前回もしてくださったと思うんですけど。

○小枝委員 全然できていないじゃん。していないじゃん。つまり分かっていない。

○小野委員長 していますよね。

○小枝委員 委員長自身が分かっていないから、言えないんですよ。言えないけど、まあいいや。それはよくないんですよ。だから……

○小野委員長 それはよくないと言われたら。（発言する者あり）はい。

一旦、じゃあ、ちょっと休憩させていただきます。

午後3時24分休憩

午後3時34分再開

○小野委員長 委員会を再開いたします。お待たせいたしました。

小枝委員。

○小枝委員 先ほど来の議論の中で、今回のリーガルチェックというのは、皆さんで話し合いながらやってきたことなので、そのこの全体の手続論についての瑕疵ということを私は申し上げておりません。ましてや区議会事務局がここまで頑張ってくれて、ここまで来ているということについては心から感謝をしております。適正にやってくれていると思います。ですので、感謝を申し上げつつ、あそこで瑕疵があるということを上上げたのは、依頼をする内容の丁寧さにおいて、もっと丁寧に伝えていただければ、こうした私たちの意見や、それからリーガルチェックの内容も踏まえた中で、さらに高みに立ったものを出していただけたのではないかという点では、やや偏りというか、バイアスのかかるやり方をされたなというのは、申し訳ないけれども、委員長のほうに申し上げた言葉でございますので、それについてはそういうふうを受け止めていただければと思います。

以上で。

○小野委員長 はい。まず今のご意見についてなんですけれども、委員長と副委員長、それから……

○小枝委員 ……入れなくて……

○小野委員長 うん。事務局も、一応副委員長もいましたので、やっぱり副委員長の名誉

もありますから（発言する者あり）私もそうなんですけど、いやいや、やっぱり依頼するときは同席でやっけていまして、きちんとそこは中立の立場と、あとやっぱり皆様の思いというのもあったので、プラスアルファ、資料だけでは語れないところは補足説明をしたつもりですけども、そのように受け止められてしまったというところは残念なんですけれども、先ほどご意見として承りました。

以上です。

それでは、次に――岩田委員。

○岩田委員 委員長、今、瑕疵があったという話がありましたけども、僕はその瑕疵がというのは、例えば弁護士に依頼をするときに、意見書を赤というふうに書いてくださいね、青と書いてくださいねという依頼の仕方によって、全然結論が違うと思うんです。そういうところで、もしかしたら瑕疵があったんじゃないかな。分からないけども、あったんじゃないかなというような気がしなくもないです。なぜかという、弁護士は依頼者の利益を最優先に考えて職務を執行するのが仕事だからです。それが弁護士だからです。

一方、我々が頼んだ福島先生は、弁護士でありながら学者です。で、さっき委員長に聞きましたけど、委員長は答えてくれなかったけど、コンメンタールを書いている方です。その方がこうですよというふうにおっしゃっているにもかかわらず、それと全然違う、つまり例えばもう東京ドームぐらいの大きさまで権利が認められているところを、この森岡弁護士、黒田弁護士は、いやいやいやいや、あの近くにある三角公園ぐらいのちっちゃな広場ぐらいの権利しか認められていませんよと言っているかのような表現であって、ちょっとこれは違うんじゃないかなというふうに思っております。

○小野委員長 はい。ご意見ということですね。先ほど局長からご答弁があったとおり、あれ以上も以下もなく、私どもが何かどちらかに傾くような、そういう依頼をしたというようなことを今おっしゃりたいのかなと思いましたがけれども、正副ともにそこに同席をしておりまして、そうしたことはございませんので、改めてここで申し上げておきます。

それでは、次に進ませていただきます――あ、副委員長。

○牛尾副委員長 先ほど局長が弁護士さんをお願いをした中身以上でも以下でもないし、私たちは何もそれについてこうやってくれといったものは一切ありません。今、局長が言ったとおりの内容をお願いしただけです。

○小野委員長 はい。ということで、次に進ませていただきたいと思います。それでは、ですので、今いろいろご意見いただきましたけれども、こちらで進めさせていただきます。まずは、本日なんですけれども、刑事確定訴訟記録閲覧結果の取扱いについてを踏まえた閲覧メモの共有に関して、具体的な方法を確認とか決定をしていければなと思いますが、よろしいでしょうか。（発言する者あり）

すみません。休憩します。

午後3時39分休憩

午後3時39分再開

○小野委員長 再開いたします。

それでは、先ほどの委員限りの資料がアップされているので、更新をしていただければと思います。ご確認いただけそうでしょうか。大丈夫ですね。追加されていますね。

それでは――岩田委員。

○岩田委員 今、委員長がさらっと、じゃあ、これでこのまま進めさせていただきますと言ったのは、この森岡弁護士と黒田弁護士のこの意見書を基にして進めさせていただいていいですかという意味ですか。

○小野委員長 これは先ほども申し上げました。

○岩田委員 ですか。

○小野委員長 はい。

○岩田委員 という意味なんですか。ちゃんとはっきり言ってくれないと、じゃあ、これで行きたいと思いますって、何がこれで行きたいのか全然分からないので。

○小野委員長 はい。それでは、補足でもう少しご案内いたします。既に配付しているこちらの両弁護士のリーガルチェックのこの取扱いについてというところを、原則この内容に沿って取り扱うこととしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○岩田委員 異議あり。

○小野委員長 小枝委員。

○小枝委員 もう少し、この何を求めているかの、何か具体的なアクションプログラムがあれば、それを含めて言ってくれないと、それこそ、今の選挙じゃないけど、白紙委任にみたいになっちゃうんで、もうちょっと具体的なことを教えてください。

○小野委員長 はい。じゃあ、ちょっとこの後のことを少し、どういう流れで行くかというのを先にやらせていただきますね。閲覧メモの共有というところに関して、具体的な方法とか確認を決定したいと思うんですけども、そこで、今いろいろご意見を頂いたんですけども、もうここから先、閲覧メモをこの委員の皆様で共有するに当たって、私どもが誓約書を先ほど地検に出したと言いましたけれども、これと同じ内容の誓約書というところに皆様にもご同意いただきたいということを相談したいと思っています。

そこを、これで言うと、先ほど申し上げた、先ほど出てきましたけれども、報告書の中にあります。これか。ページ数を言ってあげたほうが。そうだね。何ページだっけ。本件の誓約というところで、2ページ辺りにちょっと多めに書いてあるんですけども、こちらの誓約書をもって、私どもの委員4名、それから事務局というところで閲覧を認められたという事実がございます。そこで、それと同じ内容にご同意を頂きたいというところのご相談です。

○小枝委員 ……何を求める……

○小野委員長 誓約、先ほど申し上げた2点なんですけれども、2点というのが、1点目が、閲覧により知り得た事項に基づき千代田区議会で検討する等、議会・委員会における活動以外の目的には使用しない。二つ目が、閲覧により知り得た事項を、新聞・雑誌・インターネットそのほかの媒体によって公開しないという、この2点についてですね。ですので、こちらについてご同意を頂き、その上で委員で、皆様で共有をしたいという、そういうご相談です。そこについてはいかがですか。

小枝委員、どうぞ。

○小枝委員 ちょっと言っていることがよく分からなくてですね。委員長に呼ばれてお話を聞いたときには、何かこの報告書の内容は見せてくれないけれども、ここにサインしろと言われたということがありましたね。

○小野委員長 サインしてというか、あれを……

○小枝委員 署名しろというね。

○小野委員長 署名を皆さんにご相談をするという内容ですね。

○小枝委員 うん。それで、もしそのことを言っているのであれば、何の法に基づき、私も岩田さんも実際、ここで言うところの保管検察官というのかな、私、役職名は分からないんだけど、要するに検察、東京地検のほうに行って、もう東京地検のトップの方宛てに署名をしております。それは、機関においてはそういうことで進めております。だけれども、今回の署名というのは、何ですか、議長宛て。

○小野委員長 ちょっと今からそれも見ていただきます。

○小枝委員 うん。全然法律に基づかない根拠によって議員としての活動が拘束されるということになる意味不明なことは、ちょっと私としては、そのことであればできませんよ。ちょっと先読みし過ぎしれない。

○小野委員長 いえいえ。ご意見をありがとうございます。まさにそれなんですけれども、実際に誓約書、一旦それぞれにご覧いただいた誓約書に一筆いただけないかというところをご相談しようというところで、今、いわゆる誰に向けてかというところの宛先というところがありました。これ、そこも、今、法的にというのがあったんですけれども、もともと閲覧をしに行くというところの途中段階で出てきたのが、議長名でというところを地検から求められまして、議長名をもって、この人数で、そしてこの誰と誰で行きますというようなことを提出したというところが事実としてありまして、委員会の委員長名ではそのときはないというところがあったものですから、まずは議長名というところを一旦皆様にもご相談させていただいたところでした。

はやお委員。

○はやお委員 ちょっとこのところを混乱しているのかなと思うのが、検察庁に刑事確定記録をやるときに、二階層なんです。結局は検察に対することで、議会がどうか。このところに「みだりに」という言葉が発生しているんです。そのところで、何を言ったかということ、あのときの話の中で、結局はこの刑事確定記録は何びとでも見れるんです。だけれども、その誓約をしながら、この使い方がもしなったときに、検察庁が自分たちの責任になりたくないから——はっきり言いますよ。ないから、このところは私たちの責任じゃないですよ。だから、議長とその名の下において自分たちは誓約書を書いたわけですよ。

次は何かといったら、もう議会の問題なんです。それを書いたかなんて関係ないんですよ。それと、あともう一つ、誓約書なんて書くということについては、議会人としてはみんな平等なんです。上司も部下もないんです。そういったときに、何で議長に我々が誓約書を書くか。もし委員会で整理された内容を破ったならば、それは政治として政治家が責任を取るだけなんです。それが政治なんです。それと、その人はもしそれを違うということについては責任を取らなくちゃいけないですよ。そういうものだけであって、誓約書ではない。それは何かといったら、我々は区民代表として選挙によって選ばれているんですから、あなたの部下でもなければ、議長の部下でもないんです。その部分をはっきりしてください。

○小野委員長 部下だと言ったことは一度もありませんし、議長の部下だということもありません。

○はやお委員 誓約書を書くということは……

○小野委員長 たまたま今回は、いや、今回は、誓約というのは、今回は地検に行くに当たって、議長名でというところがあったので、もうこれはもう事務的にもうそうせざるを得ないかなというところがあったと。（発言する者あり）例えば、じゃあ、できないということ、例えばですよ。

○はやお委員 その内容は認めますよ。

○小野委員長 内容は認める。あ、オーケー。

○はやお委員 だけど、議会人としてその誓約書に書くなんていうことについては、僕はやりません。

○小野委員長 誓約書に書くことはできないけれども、誓約の2点については。

○はやお委員 それは委員会でみんなで……

○小野委員長 委員会で守ればという。

○はやお委員 言ってくれば、その中でやります……

○小野委員長 はい。ありがとうございます。

岩田委員。

○岩田委員 議長宛てに出すんじゃないくて、それ、東京地検宛てに署名をして、それを議長に預けて東京地検に出すなら分かる。（発言する者あり）いやいやいやいやいや、だって東京地検との話ですから。でも、なのに、何で議長にというのは、おかしい話だと思いますよ。（発言する者あり）

○小野委員長 まあ、そういうご意見が様々あるということで分かりました。そうすると、ちょっと今ご意見がありましたので、ただ、誓約の内容についてはご理解を頂いている。また、そこについては守っていただけるところはいかがでしょうか。

○はやお委員 当然だよ。

○小野委員長 そこは当然。

○小林委員 当然だよ。署名等は別の話。当然……

○小野委員長 のざわ委員。

○のざわ委員 もう今の2点は当然なんですけども、私もちょっとこの4ページというのは、この刑事確定訴訟記録閲覧結果の取扱いについての4ページのところで、法的責任等のところでご質問させていただいたとおり、ここにも書いてあります、誓約事項を遵守すべき義務を負うと。5ページの一番下のところに、当たり前なんですけど、議員個人が不法行為に基づく損害賠償責任を負うと明確に書いておまして、この一文も今の二つに加えて、当たり前なことなんですけど、皆様が損害賠償責任を負うということも、当たり前なんですけど、それも一つ加えておいていただくのはいかがでしょうかというのが私の考えでございます。

以上です。

○小野委員長 はい。ありがとうございます。じゃあ、今ご意見いただきました。

ちょっと先ほど小枝委員からの質問からここに至っているんですけども、今回この4ページのところに記載のある、千代田区議会として閲覧メモの内容が流出しないための方策を実施する義務があるということですね。これについてはそれなりの受け止めをしておまして、その方策の一案としてこうした誓約書というのも考え得るんじゃないかなと

いうところで、まずは皆様にご相談をした上でということ考えておりました。

ただ、その2点については、皆さんの中では当然守っていただけるというようなことを今頂きまして、加えてのざわ委員から今ありました、5ページにあります点ですね。この国家賠償法1条に基づくというくだりからあるところですけども、こちらについては、当該議員は万一のことがあったときに区の求償権行使に応じる義務があるというところも含めて、皆様ご理解を頂いているというふうに今受け止めたんですけども、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○はやお委員 1点だけ。

○小野委員長 はやお委員。

○はやお委員 先ほども話しましたとおり、実際のところ、そういうふうにします。でも議会のやり取りの中では、それぞれの資料を委員もしくは答弁者のほうに渡すということで、具体的にやらないと、また、はやおさんが勝手にというふうな、いつ、どこにと言われるんで、じゃあ何ページのここ——何ページとは言わないですよ。こういうふうに書いてありますけれどもということを質問の中でやるということ、実質的にはそれによって、全部じゃないですけども、オープンになっちゃうわけですよ、そのところ。長くは読みませんよ、私は。だけど、このことについてはどうですかと確認するときに、より信憑性を高くするために、ここにはこう書いてありますけどというのはいいということで確認を取りたいと。

○小野委員長 そのときの発言というところで、そこはそれぞれのご判断で、ここはここまで言うのは可能だろうとかいうところをしっかりとご判断を頂けるものと思っております。今おっしゃったとおり、閲覧をした後に、これで質疑をすとなった場合に、手元にあることによって、全部丸読みをせずに、何ページの何行目のこのくだりというような表現も。

○はやお委員 長くは読まない。

○小野委員長 はい。できますので、そこは最大限の工夫とか、その辺りのところにご協力を頂きながら進めるということが可能であれば、それもありがたいうふうに思います。

小枝委員。

○小枝委員 先ほど委員からあったと思うんですけども、報告書の中で、A、B、C、Dのそういう読み上げというか、匿名にしていると思うんですけども、そういうふうな、まずそこは配慮されたらどうかなというふうに思うことが1点と、それから、一応、小野委員長のほうで出された理由書の中に、これは上司からの指示に関する事実確認は不可欠、それらの情報は公正な判断に基づく防止策の検討に資することから、当該部分に関する閲覧及びその写しを千代田区議会にて確認をさせていただきたい。つまり、それで千代田区議会というのは公開原則なので、そこは公開原則を踏まえた上で、これも先ほど議論があったので繰り返しませんけれども、それを踏まえてこの許可がされているということをまず頭に置いておく必要があるだろうというのが2点目。

それから、まとめて言うと、3点目は少数意見留保なんだけれども、公益性と個人情報の関係で言うと、刑法230条の2の規定により免責をされるというふうになっているので、ここで取り扱うことが名誉毀損に当たるという判断については、私どもは少数意見留

保としての意見書を提示しておりますので、そのこのところは同じところに立たないよということでは言わせていただきますので、3点、記録としてここは残しておくということです。○小野委員長 はい。ここまで様々ご意見いただきましたけれども、この先、今、誓約書の話からこのような話になっていますけれども、誓約書について署名をすることはできないけれども、ただ、その項目、内容については、当然のことながら守りますよということで、皆様ご同意を頂くということでよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。そして、先ほどのざわ委員が補足でおっしゃったところ、この辺りのところも皆様のお手元に既にあるものですがけれども、そこも当然ご理解を頂いた上で今後の委員の閲覧に入っていくということでよろしいでしょうか。（発言する者あり）

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 大丈夫ですか。よろしいでしょうか。

それでは、皆様の今のご同意をもって、全委員が「誓約書にサインはしないものの」の内容については理解をした上で、しっかりそこを守って、今後、委員会運営に臨むと。閲覧メモの共有に臨むということで、いいですかね。ということで、委員で閲覧メモを共有ということに進んでいきたいと思えます。

岩田委員。

○岩田委員 僕はこの森岡弁護士、黒田弁護士のこの意見書について、完全に丸々同意したわけではございません。

○小野委員長 はい。それも、ご意見が様々ありましたので、リーガルチェックということで、それは、この内容について賛同しないということは、すなわち今は誓約の内容についてのことを皆様に諮っていますけれども、そこについて同意ができないということですか。

○岩田委員 誓約の……

○小野委員長 はい。誓約というのは、閲覧により知り得た事項に基づき千代田区議会で検討する等、議会・委員会における活動以外の目的には使用しないということと……

○岩田委員 それは……しない……

○小野委員長 でしょ。であれば、誓約書、閲覧によって知り得た事項を新聞・雑誌・インターネットのほかの媒体によって公開しないという、ここについては守っていただけるということではいいんですよね。

○岩田委員 それについては構わないですけども、ただ、念のため、この森岡弁護士、黒田弁護士の意見書について、丸々賛同したわけではございません。念のため。

○小野委員長 はい。

それでは、皆様がそれぞれお約束いただいたということで、閲覧メモを一旦ご覧いただいて、そして次回の委員会のところでも実際の中に入っていくと思うんですけども、そういったことをこれから進めていきますので、サイドブックを今のところ考えているんですけども、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 よろしいですか。はい。

それから、あともう一つは（発言する者あり）失礼しました。一旦ちょっと休憩させて

いただきます。

午後3時58分休憩

午後3時59分再開

○小野委員長 お待たせいたしました。再開いたします。

それでは、皆様にはサイドブックスにということでご案内をいたしましたけれども、こちらのサイドブックスは皆様に共有をするんですけれども、ダウンロード、印刷ができない設定にさせていただきますので、その旨ご了承いただきたいと思います。よろしいですか。（「全部ですか」と呼ぶ者あり）いえ、閲覧メモについては委員限りなので。

○牛尾副委員長 確定記録。

○小野委員長 確定記録の件ですね。ということにさせていただきますので、お願いいたします。

ということで、閲覧に関しては、私は委員長として非常に慎重論で、皆様にいろいろ言われたんですけれども、高度なプライバシー情報というところで、何もマスキングがされていない状態であることから、決して外部流出をしないようにということで、その旨の対応させていただきますので、大変恐縮なんですけれども、ご了承いただければと思います。

小枝委員、どうぞ。

○小枝委員 なぜハードルを上げることをするのかという、マスキングをすることによって、もっとちゃんと読めるようにするというふうにしたほうが、より、まあ、ある意味どちらの意見書にもかなうというところになるのに、なぜそれを嫌がるのかというところは、ちょっと理由があれば、理由があれば聞かせてもらいたい。

○小野委員長 はやお委員。

○はやお委員 マスキングというよりも、最終報告書に合わせて、あれでもう出場人物は全部出ていますから、一つ出ていない人は前の契約課長の何かあったというのは私の記憶によればあるんですけれども、でも、そこを含めてきちっと呼応できるようにやってくれば、だって、現実、最終報告書に出しちゃっているんですから。それで、一応……

○小野委員長 何で。

○はやお委員 最終報告書。

○小野委員長 最終報告。ああ、はいはい。

○はやお委員 A、Bとやっているから、それに追従できるように事務局のほうで整理していただければ、どこまで出せるかという話になったときに、名前は担保できる、流出は担保できる。でも、今のところ、そういうことであればあれなんですけども、下手して僕も間違えて読み上げちゃうと大変だから、名前を。ペケペケ……

○小野委員長 その場合は……

○はやお委員 だから、そのためにも、そう、ためにも、ちゃんとAとかBとかでやっておいてくれるとありがたいなと。

○小野委員長 ちょっと休憩させていただきます。休憩です。

午後4時01分休憩

午後4時04分再開

○小野委員長 それでは、再開いたします。

それでは、皆様、様々ご議論を活発にありがとうございます。この後、今日ではなく明

日以降になると思うんですけれども、また準備が整い次第、サイドブックに載りましたということでお知らせをさせていただくということにしたいと思います。

以上で、日程1の——池田委員。（発言する者あり）あ、池田。ごめんなさい。ごめんなさい。岩田委員。失礼しました。

○岩田委員 はい。岩田です。えーと、何だ、プライバシーのことがあって、それをマスキングもしていなければイニシャルにもなっていないので、「出せません」じゃなくて、イニシャルにして出すべきじゃないですか。それはやるべきですよ。

○小野委員長 まだ、公開のことを言っているの。（発言する者多数あり）（「終わっている」と呼ぶ者あり）

○岩田委員 いや、終わっていないですよ。終わっていないです。

○小野委員長 いえ。（発言する者多数あり）

○岩田委員 ここは大事なところですよ。やるべきだと思いますよ。

○小野委員長 まずは、まずは……

○岩田委員 何でわざわざそれを隠すのかという。隠すんじゃなくて、アルファベットにしてでも、出せばいいじゃないですか。（「違うんだよ」「逆、逆」と発言する者あり）（発言する者多数あり）

○小枝委員 ……だから、どうしても……解決すればいいんだよね、本当はね。我々もあんまり流されたくはないんだよね。なぜならば……

○小野委員長 はい。それでは、まずは一旦は委員で共有をさせていただくということで、お願いいたします。

以上で、日程1のリーガルチェックの結果についてを終了いたします。よろしいでしょうか。

○岩田委員 ごめんなさい。さっき……

○小野委員長 その他じゃなくて。

○岩田委員 リーガルチェックの……

○小野委員長 岩田委員。

○岩田委員 このリーガルチェック、森岡弁護士と黒田弁護士の名前を出した上で、この、何だ、このリーガルチェックの結果はオープンにしてよろしいんですよね。確認。

○小野委員長 はい。オープンでいいです。（発言する者あり）結構です。

それでは、日程1を終了いたします。

次に、日程2、そのほかに入ります。委員の皆様から何かございますでしょうか。

○はやお委員 これは、委員のほうですと確認ということになるんですけども、今後のこの内容からしますと、最終報告書の話も出てくると。そうしたときに、これは皆さんが嫌だというんならあれなんですけれども、やっぱり区長もこの特別委員会に来ていただいて、そして内容を聞いていただきながら、区長の確認もしたいと思うんですけれども、それはいかがですか。嫌なら嫌で、はっきり言っていただければいいんですけど。そうなれば、ここのところについては、区長が来られないということであれば、私はそれなりに予算の場でやらせていただくことをご確認させていただきたいということです。

○小野委員長 すみません。確認ですけど、この委員会に、最終報告のときに来てもらうということですか。

○はやお委員 違います。

○小野委員長 えっ。

○はやお委員 このやり取りについては、話があれば。

○小野委員長 はやお委員。

○はやお委員 結局何かということ、もうそれは刑事確定記録がどうかという捉え方もありますよ。でも、刑事確定記録というのは信憑性は一番高いわけですよ。もしそれが違うんだということになれば、本人を呼ぶしかないんです、対象者。場合によっては元副区長。けども、そこまではやりたくないから刑事確定記録にしたんで、そうされたときに最終的な確認ということになると、今回のところについては、最終報告書を発表しているのは区長ですから、区長がどういうお考えなのか。今後のことについて、あれは管理責任も出るし任命責任も出ますよ。そうしたときに、このところについては十分ご理解を頂くために、出ていただくというのが自然だと思います。

だから、でもそれが、これは委員会の集約ですから、皆さんが嫌だと言えはあれですけど、僕は必要ではないかということでご提案させていただきました。

○小野委員長 大坂委員。

○大坂委員 はやお委員が言っていることも分からなくてもないところはあるんですが、今の段階で我々は確定記録の内容を全く見ていない状態なので、そこについては判断ができません。

もう一つは、今回の確定記録に関してはこの委員限りの資料になりますので、これはまた予算委員会で使うということになると、それはまた別の話になってきますので、その辺もしっかりと分けて、委員長に整理をしていただければと思います。

○小野委員長 はやお委員。

○はやお委員 同じ会派でやるのは何なのかと思いますけど、まあ、じゃあ、意見があっ  
ていいと思っていたから。何かといたら、刑事確定記録については、既に岩田委員、小  
枝委員と全く内容が同じだった。私としては、じゃあそれが駄目だというのであれば、  
その中での、やっぱり今まで頂いた、私は小枝委員からも岩田委員からも頂いている資料  
がありますから、それを基に確認するということになると。だから、これは私が自分の政  
治責任で確認するというので、なるだけの話ですから、もうこれ以上言いません。

○小野委員長 はい。それでは、まずは一旦皆様にこのメモを見ていただくというところ  
が必要かと思しますので、展開されましたらご確認をお願いいたします。

それでは、そのほか、ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。

理事者から何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。では、以上をもちまして、本日の委員会を閉会いたします。お疲れ  
さまでした。

午後4時10分閉会